## 四万十町窪川地域中心市街地活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 四万十町窪川地域の中心市街地の活性化を図るため、四万十町窪川地域中心市街地活性化協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

(任務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。
  - (1) 中心市街地の活性化に関する必要な事項
  - (2) その他必要と認められる事項

(組織)

- 第3条 協議会の構成員(以下、「委員」という。)は、次に掲げる者とする。
  - (1) 住民または商店街利用者
  - (2) 商店街または商店街周辺事業者
  - (3) 商工業・観光関連団体会員
  - (4) 行政関係者
- 2 委員の人数は20人以内とする。

(オブザーバー)

第4条 協議会は、必要に応じて意見を求めるために、オブザーバーを置くことができる。

(ワーキンググループ)

第5条 協議会に専門の事項を協議するため、ワーキンググループを置くこと ができる。

(協議会の運営)

- 第6条 協議会に会長及び副会長をおき、委員の互選によってこれを充てる。
- 2 会長は、協議会を代表し、協議会の議長となり会務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 協議会の議決の方法は、話し合いによる委員の総意をもって決するものとする。ただし、話し合いによりがたいときは、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 委員は、中心市街地の活性化を確保し、地域経済の向上に資するため、誠意ある議論を行うよう努めるものとする。

- 6 協議会は原則として公開する。ただし、個人情報の取扱いについては十分 配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。
- 7 協議会の庶務は、四万十町にぎわい創出課において処理する。

(協議会の開催)

- 第7条 協議会の会議は、会長が招集する。
- 2 委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 (任期)
- 第8条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬等)

- 第9条 委員への報酬等は支給しない。
- 2 視察研修に係る日当及び研修旅費については、一般職員の例により支給する。

(守秘義務)

第10条 委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議会結果の取扱い)

第11条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則

1 この要綱は、令和元年10月17日から施行する。